



石綿障害予防規則の一部を改正する省令案の概要について (諮問) (様式改正関係)

第178回 安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部

化学物質対策課環境改善・ばく露対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

石綿障害予防規則の一部を改正する省令案の概要

1. 改正の趣旨

- 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第3条第1項において、事業者が、建築物、船舶又は工作物の解体等の作業を行うときは、石綿等の使用の有無を事前に調査（以下「事前調査」という。）しなければならないこととしている。このうち、建築物、船舶の事前調査は、同条第4項において、厚生労働大臣が定める必要な知識を有する者（建築物石綿含有建材調査者講習又は船舶石綿含有資材調査者講習を修了した者。以下「有資格者」という。）に行わせなければならないこととしている。
- 有資格者は、石綿則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和2年厚生労働省告示第276号）において、調査対象物の区分に応じ、それぞれ対応する講習を修了した者のみが行うことができるとしている。
- また、事業者は、石綿則第4条の2第3項の規定に基づき、一定規模以上の工事に関しては、様式第1号により事前調査を行った者の氏名及び講習実施機関の名称等について、監督署に報告することとなっている。
- 令和5年1月11日付で石綿則を改正し、調査対象物に一部の工作物が追加されたこと（令和8年1月1日施行）に合わせ、令和5年3月27日付で建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年10月23日号外厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号）を改正し、工作物石綿事前調査者講習を新たに設けるとともに、講習実施機関の登録が行われたところ、建築物石綿含有建材調査者講習及び工作物石綿事前調査者講習の双方の講習を行う講習実施機関が出てきたもの。
- これまで、事前調査を行った者の修了した講習の実施機関の名称のみを報告させることとしていたが、建築物石綿含有建材調査者講習及び工作物石綿事前調査者講習の双方の講習を行う講習実施機関が出てきたことから、様式第1号について、事前調査を行った者の修了した講習の区分を報告事項に加えるもの。このほか、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 様式第1号の一部改正
 - ・事前調査を行った者が有資格者であることを確認するため、事前調査を行った者が修了した講習の区分を報告事項として追加する。
 - ・その他所要の改正を行う。

3. 施行日等

【公布日】令和7年10月下旬（予定）

【施行日】令和8年1月1日

様式第1号（第4条の2関係）事前調査結果等報告の改正箇所（表面）

様式第1号（第4条の2関係）（表面）

事前調査結果等報告

元方事業者情報																						
事業者の名称								事業者の代表者氏名														
担当者のメールアドレス								事業者の電話番号		- -												
事業者の住所		郵便番号		・	・	・	・	・	・	・												
		都道府県・市区町村名等																				
		住所（続き）																				
工事現場の情報																						
労働保険番号		都道府県	・	所掌	・	管轄	・	基幹番号	・	枝番号												
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・											
作業場所の住所		郵便番号		・	・	・	・	・	・	・												
		都道府県・市区町村名等																				
		住所（続き）																				
工事の名称																						
工事の概要																						
建築物等の概要																						
建築物、工作物又は船舶の新築工事の着工日				西暦	年	月	日	構造	<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> RC造	<input type="checkbox"/> S造	<input type="checkbox"/> その他	耐火	<input type="checkbox"/> 耐火	<input type="checkbox"/> 準耐火	<input type="checkbox"/> その他						
延べ床面積		・	・	・	・	・	・	m ²	階数（地上階）	・	・	・	階建	階数（地下階）	・	・	・	階建	・	・	・	・
その他工作物・船舶 ※複数選択可		<input type="checkbox"/> 反応槽 <input type="checkbox"/> 加熱炉 <input type="checkbox"/> ボイラー及び圧力容器 <input type="checkbox"/> 配管設備 <input type="checkbox"/> 燃却設備 <input type="checkbox"/> 煙突 <input type="checkbox"/> 貯蔵設備 <input type="checkbox"/> 発電設備 <input type="checkbox"/> 變電設備 <input type="checkbox"/> 配電設備																				
		<input type="checkbox"/> 送電設備 <input type="checkbox"/> トンネルの天井板 <input type="checkbox"/> プラットホームの上家 <input type="checkbox"/> 遮音壁 <input type="checkbox"/> 軽量盛土保護パネル <input type="checkbox"/> 鉄道の駅の地下式構造 <input type="checkbox"/> 観光用エレベーター <input type="checkbox"/> 部分の壁及び天井板 <input type="checkbox"/> の昇降路の囲い										<input type="checkbox"/> 船舶										
解体工事を行う床面積の合計				・	・	・	・	・	m ²	解体工事又は改修工事の実施期間				西暦	年	月	日	～	西暦	年	月	日
解体工事又は改修工事の請負金額				・	・	・	・	・	億	・	・	・	万円	石綿に関する作業の開始日				西暦	年	月	日	
事前調査の終了年月日		西暦	年	月	日																	
事前調査を実施した者																						
氏名								講習実施機関の名称														
修了した講習等の区分 ※複数選択可		<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> その他																				
分析調査を実施した者																						
氏名								講習実施機関の名称														
作業に係る石綿作業主任者																						
氏名																						

様式第1号（第4条の2関係）事前調査結果等報告の改正箇所（表面続き）

請負事業者の情報											
事業者の名称							事業者の電話番号		—		
労働保険番号		都道府県	—	所掌	—	管轄	—	基幹番号	—	枝番号	
<input type="checkbox"/> なし(又は不明) <input type="checkbox"/> 元方(元請) 事業と同じ			—	—	—	—	—		—	—	
事業者の住所	郵便番号		—	—	—	—	—		—	—	
	都道府県・市区町村名等										
	住所(続き)										
事前調査を実施した者	氏名					講習実施機関の名称					
	<u>修了した講習等の区分</u> <u>※複数選択可</u>	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> その他									
	<u>分析調査を実施した者</u>	<u>氏名</u>					講習実施機関の名称				
作業に係る石綿作業主任者	<u>氏名</u>										
請負事業者の情報											
事業者の名称							事業者の電話番号		—		
労働保険番号		都道府県	—	所掌	—	管轄	—	基幹番号	—	枝番号	
<input type="checkbox"/> なし(又は不明) <input type="checkbox"/> 元方(元請) 事業と同じ			—	—	—	—	—		—	—	
事業者の住所	郵便番号		—	—	—	—	—		—	—	
	都道府県・市区町村名等										
	住所(続き)										
事前調査を実施した者	氏名					講習実施機関の名称					
	<u>修了した講習等の区分</u> <u>※複数選択可</u>	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> その他									
	<u>分析調査を実施した者</u>	<u>氏名</u>					講習実施機関の名称				
作業に係る石綿作業主任者	<u>氏名</u>										
請負事業者の情報											
事業者の名称							事業者の電話番号		—		
労働保険番号		都道府県	—	所掌	—	管轄	—	基幹番号	—	枝番号	
<input type="checkbox"/> なし(又は不明) <input type="checkbox"/> 元方(元請) 事業と同じ			—	—	—	—	—		—	—	
事業者の住所	郵便番号		—	—	—	—	—		—	—	
	都道府県・市区町村名等										
	住所(続き)										
事前調査を実施した者	氏名					講習実施機関の名称					
	<u>修了した講習等の区分</u> <u>※複数選択可</u>	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> その他									
	<u>分析調査を実施した者</u>	<u>氏名</u>					講習実施機関の名称				
作業に係る石綿作業主任者	<u>氏名</u>										

様式第1号（第4条の2関係）事前調査結果等報告の改正箇所（裏面）

様式第1号（第4条の2関係）（裏面）

事前調査結果等報告

事前調査の結果及び予定する石綿の除去等に係る措置の内容	作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ※石綿使用が無の場合のみ記載 ①目視 ②設計図書（④を除く。） ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤製造年月日	作業の種類			切断等の有無		作業時の措置 ①負圧隔壁 ②隔壁（負圧なし） ③温潤化 ④除じん性能を有する電動工具の使用 ⑤③、④以外の粉じん発散防止措置 ⑥呼吸用保護具の使用
		有	有とみなす	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無	
	吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□				
	保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□				
	煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□				
	屋根用折版断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□				
	耐火被覆材（吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□				
	仕上塗材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	記載する			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	記載する			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	記載する			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	記載する			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	記載する			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	記載する			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	パルプセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	記載する			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	記載する			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	記載する			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	石膏ボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	記載する			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	記載する			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	記載する			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長 殿

備考

- 「労働基準番号」の欄は、一括有期事業の場合は当該事業に係る労働基準番号、一括有期事業ではない場合は、各事業者の継続事業に係る労働基準番号を記載すること。
- 「請負事業者に関する事項」の欄は、当該作業を請け負わせている事業者がいる場合に、全ての請負事業者について記入すること。
- 「請負事業者に関する事項」の「事前調査を実施した者」及び「分析調査を実施した者」の欄は、元請事業者に関する事項と同一となる場合は、同様に記載すること。
- 「解体工事を行う床面積の合計」の欄は、建築物の解体工事に該当する場合に記入すること。なお、建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事をいうこと。
- 「解体工事又は改修工事の請負金額」の欄は、建築物の改修工事又は工作物の解体工事若しくは改修工事に該当する場合に記入すること。
- 「石綿に関する作業の開始日」の欄は、石綿が使用されている又は使用されているとみなして工事を行う場合に記入すること。

7 「講習実施機関の名称」の欄は、事前調査を実施した者が一般社団法人日本アスベスト調査診断協会登録者である場合には、その旨を記入すること。

8 「作業に係る石綿作業主任者の氏名」の欄は、石綿を使用建築物等解体等作業がある場合に必ず記入すること。なお、報告時点で未選任の場合は、選任予定者を記入すること。

9 裏面の記載は、請負事業者がいる場合は、請負事業者に請け負わせる作業に係るものも含めて、作業対象の材料に該当するもの全てについてまとめて記入すること。

10 「石綿使用の有無」の欄は、石綿を含有しているものとみなす場合は、「有とみなす」に記入すること。

11 「石綿使用なしと判断した根拠」の欄は、①から⑤までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。

12 「切断等の有無」の欄は、材料の切断、破碎、穿(せん)孔、研磨等を行なう作業の有無について記入すること。

13 「作業時の措置」の欄は、報告の時点で予定している措置を記入すること。また、①から④までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。

石綿障害予防則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第2号）による 改正後（令和8年1月1日施行）の石綿障害予防規則

石綿障害予防規則（抄）※下線箇所は令和8年1月1日施行部分

第三条 事業者は、建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体又は改修（封じ込め又は囲い込み を含む。）の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。以下「解体等対象建築物等」という。）について、石綿等の使用の有無を調査しなければならない。

2・3（略）

4 事業者は、事前調査については、前項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。ただし、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める工作物以外の工作物の解体等の作業に係る事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に係るものに限る。

5・6（略）

7 事業者は、事前調査又は分析調査（以下「事前調査等」という。）を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき、第一号から第十号まで及び第十二号前段に掲げる事項（第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げる事項に限る。）の記録を作成し、当該記録並びに第十一号及び第十二号後段に掲げる書類を事前調査を終了した日（分析調査を行った場合にあっては、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日）（第三号及び次項第一号において「調査終了日」という。）から三年間保存するものとする。

一～八（略）

九 事前調査を行った者の氏名

十（略）

十一 第四項の事前調査を行った場合においては、当該事前調査を行った者が同項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し

十二 分析調査を行った場合においては、当該分析調査を行った者の氏名及び当該者が前項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し

第四条の二 事業者は、次のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機と、この項の規定による報告を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して、次項に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一・二（略）

三 工作物（第三条第四項ただし書の厚生労働大臣が定める工作物に限る。）の解体工事又は改修工事（当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。）

四（略）

2 前項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げるもの（第三条第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げるものに限る。）とする。

一 第三条第七項第一号から第四号までに掲げる事項及び労働保険番号

二 解体工事又は改修工事の実施期間

三 前項第一号に掲げる工事にあっては、当該工事の対象となる建築物（当該工事に係る部分に限る。）の床面積の合計

四 前項第二号又は第三号に掲げる工事にあっては、当該工事に係る請負代金の額

五 **第三条第七項第五号、第八号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項の概要**

六 前条第一項に規定する作業を行う場合にあっては、当該作業に係る石綿作業主任者の氏名

七 材料ごとの切断等の作業（石綿を含有する材料に係る作業に限る。）の有無並びに当該作業における石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法及び当該作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

3 第一項の規定による報告は、様式第一号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出することをもって代えることができる。